

大田原市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、証明書等の交付手数料に係る徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項及び大田原市財務規則（昭和40年規則第11号）第36条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

記

1 委託の相手方

名称 日本郵便株式会社関東支社

所在地 さいたま市中央区新都心3番地1

取扱郵便局

(1) 両郷郵便局 大田原市中野内629番地4

(2) 黒羽須佐木郵便局 大田原市須佐木282番地4

2 委託した公金事務

次の証明書等の交付手数料に係る徴収事務

(1) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

(2) 除籍全部事項証明書（除籍謄本）又は除籍個人事項証明書（除籍抄本）

(3) 改製原戸籍（謄本・抄本）

(4) 住民票の写し

(5) 戸籍の附票（謄本・抄本）の写し

(6) 印鑑に関する証明

(7) 税に関する証明